

## 1. プログラム別表1の該当部分

番号	301
構造改革特区において実施可能な特例措置	銀行法第12条の趣旨(=銀行の業務範囲に一定の制限を課して、預金者の資産や取引の安全を害する事態を回避すること)等を踏まえた上で、特区内での銀行店舗等営業用不動産の有効活用の申請について、優先的な処理
特例措置を講じるに当たっての条件	法律上の手当てが不要であること

## 2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案(12月17日現在)	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	銀行営業用不動産の有効活用事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	なし		
特例を講ずべき法令等の現行規定	なし		
特例措置の内容	特区において地域の活性化のための現に有効活用したいという案件がある場合には、金融庁において特に当該事案にかかる照会の優先処理を行う。		
実施主体	銀行等預金取扱金融機関	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	特になし		
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	特になし		
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし		